

(平成24年5月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年12月14日は85万円、20年12月15日は70万円、21年6月30日は54万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月14日
② 平成20年12月15日
③ 平成21年6月30日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が事務処理を誤って本来の金額よりも過少な金額による賞与の届出を行ったため、標準賞与額が異なっている。既に事業所から本来の金額による厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所に提出されているが、厚生年金保険法第75条に該当することにより年金額の計算の基礎とはされていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与明細一覧表」により、申立人は、申立期間に賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（申立期間①は85万円、申立期間②は70万円、申立期間③は54万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年12月14日は50万円、20年12月15日は41万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年12月14日
② 平成20年12月15日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が事務処理を誤って本来の金額よりも過少な金額による賞与の届出を行ったため、標準賞与額が異なっている。既に事業所から本来の金額による厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所に提出されているが、厚生年金保険法第75条に該当することにより年金額の計算の基礎とはされていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与明細一覧表」により、申立人は、申立期間に賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（申立期間①は50万円、申立期間②は41万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅し

た後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、51万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年12月14日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が事務処理を誤って本来の金額よりも過少な金額による賞与の届出を行ったため、標準賞与額が異なっている。既に事業所から本来の金額による厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所に提出されているが、厚生年金保険法第75条に該当することにより年金額の計算の基礎とはされていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与明細一覧表」により、申立人は、申立期間に賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（51万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険

料を除く。)を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 18 年 4 月 20 日から同年 5 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を 18 年 5 月 1 日に訂正するとともに、同社における資格取得日に係る記録を同年 9 月 1 日、資格喪失日に係る記録を 21 年 5 月 1 日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を平成 18 年 4 月は 44 万円、同年 9 月から 19 年 8 月までは 44 万円、同年 9 月は 56 万円、同年 10 月は 53 万円、同年 11 月から 20 年 1 月までは 56 万円、同年 2 月は 53 万円、同年 3 月は 50 万円、同年 4 月は 56 万円、同年 5 月は 50 万円、同年 6 月は 47 万円、同年 7 月から同年 11 月までは 50 万円、同年 12 月は 47 万円、21 年 1 月は 50 万円、同年 2 月は 47 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 50 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間のうち、平成 18 年 4 月 20 日から同年 5 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。一方、事業主は、申立人に係る申立期間のうち、同年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月 20 日から 21 年 5 月 1 日まで

私は、A 社及び社名変更された B 社の両社に、申立期間も含めて継続して勤務していた。申立期間における給与支給明細書で保険料控除が確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書及び申立事業所の親会社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、A 社に勤務し、申立期間のうち、平成 18 年 4 月 20 日から同年 5 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1

日から21年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、上記の給与支給明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額等から、平成18年4月は44万円、同年9月から19年8月までは44万円、同年9月は56万円、同年10月は53万円、同年11月から20年1月までは56万円、同年2月は53万円、同年3月は50万円、同年4月は56万円、同年5月は50万円、同年6月は47万円、同年7月から同年11月までは50万円、同年12月は47万円、21年1月は50万円、同年2月は47万円、同年3月及び同年4月は50万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、当時の資料が無いため不明と回答しており、当該期間のうち、平成18年4月20日から同年5月1日までの期間については、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。一方、当該期間のうち、同年9月1日から21年5月1日までの期間については、被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に対し資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月から21年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、当該期間のうち、平成18年4月20日から同年5月1日までの期間について、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成18年5月1日から同年9月1日までの期間については、前述の賃金台帳によると、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できない。

また、申立人自身からも、当該期間については、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったとの証言が得られた。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年9月から同年11月までの期間及び60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年9月から同年11月まで
② 昭和60年4月から61年3月まで

私は、厚生年金保険を辞める度に、国民年金の加入手続を行い、間を開けずに、付加保険料と合わせて納付してきたつもりである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳、国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、申立人は、昭和53年12月19日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得し、60年4月15日に同資格を喪失していることが確認できる上、申立人が61年5月に役場（当時）に提出した国民年金被保険者資格取得・種別変更（第3号被保険者該当）届書によると、申立人は、同年4月1日に第3号被保険者として国民年金に再加入するとの処理がなされていることから、申立期間はいずれも国民年金の未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立期間はいずれも、申立人は厚生年金保険被保険者の配偶者であることから、国民年金の加入は任意となり、遡って国民年金に加入することができない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から 56 年 3 月までの期間及び 61 年 5 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 9 月から 56 年 3 月まで
② 昭和 61 年 5 月から同年 9 月まで

私は、昭和 54 年 9 月から国民年金保険料をきちんと納付してきたはずである。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿によると、昭和 56 年 5 月に A 市で払い出されていることから、申立期間①については、過年度保険料となるが、申立人は、申立期間①について過年度納付した記憶は無いと申述しており、納付場所及び納付金額等の記憶も明確ではなく、保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、申立期間②直後の昭和 61 年 10 月から 63 年 3 月までの保険料を時効直前の 63 年 12 月に過年度納付していることが確認できることから、この時点で、申立期間②の保険料は時効により納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年4月から58年9月まで
申立期間の国民年金保険料は、母が銀行で納付し、その記録が母の家計簿に記入されている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると昭和60年12月にA市において払い出されていることから、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人から提出された母親の家計簿によると、申立期間当時に国民年金保険料の金額の記載はあるものの、同金額は一人分であることから、その保険料の記載は申立期間の保険料が納付済みとされている母親の分と推認される。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月頃から 51 年 10 月 1 日まで
A社に昭和 50 年 7 月頃から勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が 51 年 10 月 1 日となっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な申述及び複数の同僚の証言により、申立期間において、申立人がA社（申立期間当時の厚生年金保険の適用事業所名は、B社）に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人の被保険者資格取得日は、昭和 51 年 10 月 1 日と記載されており、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

また、申立人の当該事業所における雇用保険の被保険者資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日と同じ昭和 51 年 10 月 1 日と記録されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時、当該事業所に勤務していた複数の同僚が、厚生年金保険に加入しない従業員がいた旨証言していることから、同事業所においては、全ての従業員を対象に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年8月1日から7年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間のうち、平成7年10月1日から8年9月1日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から8年9月1日まで

A社の代表取締役であったときの報酬月額は24万円であったが、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円又は9万2,000円になっている。実際に支払われていた報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年8月1日から7年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、9万8,000円と記録されているが、当該期間における標準報酬月額の定時決定に係る社会保険事務所（当時）の処理に、不合理な点は見当たらない。

また、商業登記簿謄本によると、A社は既に解散しており、申立人自身も当時の給与明細書等を保管していないことから、申立人の当該期間における給与額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

このほか、当該期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間のうち、平成7年10月1日から8年9月1日までの期間につ

いて、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、9万8,000円と記録されていたところ、8年8月30日付けで、7年10月1日まで遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間においてA社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険料の滞納があった。当時の社会保険事務所職員から『役員報酬を下げることにより、保険料の支払いが楽になる。』と指導を受けた。」と申述していることから、申立人が自らの標準報酬月額の減額訂正に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立期間のうち、平成7年10月1日から8年9月1日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和34年8月5日から35年1月5日まで
申立期間においてA氏が所有する船舶に乗っていたが、船員保険の加入記録が無い。船員手帳には雇入れ及び雇い止め年月日が記載されていることから、この期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳の雇入れ、雇い止めの記録及びB丸の船長の証言により、申立人が申立期間において当該船舶に乗船していたことは認められる。

しかしながら、当該船舶所有者は既に死亡しており、後継事業所も既に船員保険の適用事業所でなくなっていることから、申立人に係る船員保険被保険者の資格取得の届出及び船員保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録及び当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿によると、申立期間当時の船長及び当該船長から名前の挙がった複数の乗務員についても、申立人と同様に被保険者記録が見当たらないところ、当該被保険者名簿の整理番号には欠番が無いことから、申立人及び当該複数同僚の記録が欠落したものは考え難い。

さらに、前述の船員手帳の雇入契約期間に係る記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の被保険者期間と一致するものではない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。